

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、<u>当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p>

「当座勘定規定（専用手形口用）」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1条～第9条 略</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできますものとします。</u></p> <p>(3) 手形の金額の一部支払はしません。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形の金額の一部支払はしません。</p> <p>以下略</p>